平成２２年（フ）第２７１号
静岡県浜松市中区鹿谷町14番８号　西遠マンション301号室、前住所静岡県浜松市中区富塚町1134番地の16
債務者　小野川昌子
1　決定年月日時　平成22年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月16日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第２３０４号
横浜市西区久保町19番18号
債務者　山本　照雄
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月21日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１４８号
神奈川県茅ヶ崎市共恵１丁目12番12―201号　重田コテージ
債務者　上田　哲也
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１８０号
横浜市金沢区六浦３丁目19番２―405号
債務者　野口　絹江
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１９２号
相模原市中央区清新２丁目５番14号　レオパレス清新201
債務者　三好　　明
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月20日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第７３１号
岡山市北区中仙道55番地111
債務者　髙橋　順子
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月５日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５５号
岡山市北区平野937番地２
債務者　土屋　　誠
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月28日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１７４号
岡山県備前市東片上309番地
債務者　吉信　智矢
1　決定年月日時　平成22年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月28日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１７５号
岡山県備前市西片上1682番地１　八川コーポ102号
債務者　吉信　幸子
1　決定年月日時　平成22年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月28日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５５１号
東京都八王子市北野町567番地12パークサイド石坂602号
債務者　田村　泰正
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月21日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１２２０号
横浜市港南区港南２丁目27番21号
債務者　笠原　陽子
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２０１号
青森市富田５丁目10番13号　柿崎アパート２号
債務者　福田　武雄
1　決定年月日時　平成22年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月28日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２０５号
青森市合浦１丁目10番４号　レジデンス明日香203号
債務者　齋藤　裕子
1　決定年月日時　平成22年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月28日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２０９号
青森県上北郡東北町旭南３丁目451番地３
債務者　蛯名　英徳
1　決定年月日時　平成22年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月28日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第６２号
島根県大田市大代町新屋662番地１
債務者　日向　克守
1　決定年月日時　平成22年５月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月26日午後１時10分
松江地方裁判所浜田支部